

高島市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年6月21日

高島市監査委員 井口 與嗣隆
高島市監査委員 青 谷 章

財政援助団体等の監査結果に関する報告書

第1 監査の対象団体

名 称 特定非営利活動法人元気な仲間
代 表 者 代表理事 谷 仙一郎
所 在 地 高島市新旭町安井川741番地
所管部局 子ども未来部子育て支援課、市民生活部人権施策課

第2 監査期間

平成31年4月10日から令和元年6月18日まで

第3 監査の範囲

監査対象団体が、平成30年度において執行した補助金および指定管理料に係る出納その他事務

第4 監査の主な着眼点

1 財政援助団体監査

(1) 所管部局関係

- ・補助金の決定は、法令等に適合しているか。
- ・補助金交付要綱は整備されているか。
- ・補助金の交付目的および補助金対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ・補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ・補助金の効果および条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ・補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ・補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 団体関係

- ・事業計画書、予算書および決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- ・補助金等交付申請書の提出および補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ・事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・補助金に係る収支の会計経理は適正か。また、会計処理上の責任体制は確立されているか。

2 公の施設の指定管理者監査

(1) 所管部局関係

- ・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ・ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。
- ・ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

(2) 指定管理者関係

- ・ 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- ・ 利用促進のための努力はなされているか。
- ・ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業と会計区分は明確になっているか。
- ・ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ・ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は、整備されているか。

第5 監査の方法

財政援助および指定管理施設の管理運営業務に係る出納その他出納に関連した事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、着眼点に基づき監査を実施するため、事前に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、監査対象団体の指定管理施設に出向き、監査対象団体職員および所管部局職員から説明を聴取して実施した。

第6 法人の概要

1 事業の目的（法人定款より）

地域住民に対して、社会福祉に関する事業を行い、地域福祉の増進とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

2 組織

役員 7人（代表理事1人、副代表理事1人、理事4人、監事1人）

〔令和元年5月7日現在〕

職員 66人（常勤職員34人、非常勤職員32人）〔平成31年4月1日現在〕

3 事業の概要（法人定款より）

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①高齢者及び障害者等の介護や相談等にかかわる事業
- ②地域住民の生活の支援及び社会参加に関する事業
- ③子どもの保育、教育や健全育成及び育児支援等に関する事業
- ④移送に関する事業
- ⑤地域住民のふれあいの場を提供する事業
- ⑥市民活動の支援とネットワーク化に関する事業
- ⑦活力あるまちづくりをすすめ、地域の活性化を図る事業
- ⑧介護・福祉に従事する介護員等の教育・研修及び養成事業
- ⑨男女共同参画社会の形成を図る事業
- ⑩指定管理者制度等による公共施設の管理運営に関する事業
- ⑪郷土の歴史文化の伝承に関する事業
- ⑫リサイクルを推進する事業
- ⑬自然エネルギー等による発電に係る設備の設置、運用に関する事業
- ⑭ものづくりを推進する事業
- ⑮情報化社会の発展の為の支援等の事業
- ⑯書籍、情報誌、ホームページ等による広報出版・情報発信事業
- ⑰その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ①物品等の販売に関する事業

第7 指定管理の概要

1 施設の概要

名 称	高島市働く女性の家
目 的	働く女性の福祉の増進を図る。
所 在 地	高島市今津町今津1640番地
施設規模	構造：鉄筋コンクリート（一部鉄骨鉄筋コンクリート）2階建 敷地面積：970.43㎡ 建築面積：455.47㎡ 延床面積：752.05㎡（1階428.40㎡、2階323.65㎡）
施設内容	軽運動室、研修室、講習室、調理実習室、多目的ルーム、談話室、 相談室、事務室、駐車場
指定管理者制度導入	平成22年10月1日から
現指定管理期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
指定管理料	平成30年度：8,563,000円／年
募集方法	公募

2 施設の業務

(1) 高島市働く女性の家の設置および管理に関する条例第3条

- ①職業に関する相談、指導、講習等に関する業務
- ②職業生活と家庭生活との調和に必要な相談、指導、講習等に関する業務
- ③女性のグループ、サークル等のリーダーの育成、指導および援助に関する業務
- ④休養およびレクリエーションについての場と機会の提供ならびに必要な助言および指導に関する業務
- ⑤その他働く女性の家の設置の目的を達成するために必要な業務

(2) 高島市働く女性の家の設置および管理に関する条例第12条

- ①第3条各号に掲げる業務
- ②働く女性の家の施設および設備の維持管理に関する業務
- ③前②号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(3) 高島市働く女性の家の管理運営に関する基本協定書第7条第1項

- ①条例第3条各号に掲げる業務
- ②前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理業務に従事する者の状況（平成30年度）

館長	1人（事業の企画、運営全般）
事務職員	2人（事業の企画、運営、事務）
管理人	1人（施設の管理運営）

4 施設の運営状況

(1) 利用料金等

- ①軽運動室（1時間）900円
- ②調理実習室（1時間）500円
- ③研修室（1時間）500円
- ④講習室（1時間）500円
- ⑤多目的ルーム（1時間）200円

※平成28年度より利用料金に変更となり、利用者の利便性を考えた緩和措置として、また、利用頻度の高い部屋の利用料金を一律にすることで、予約の希望が重なった場合に勧めやすい利用料金とした。（管理業務収支計画書より）

(2) 開館時間等

- ①開館時間 午前9時から午後10時まで
- ②休館日 日曜日および月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月28日から翌年の1月3日までの日

(3) 利用者数の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(人)
平成28年度	1,229	1,127	1,455	1,370	885	1,446	1,251	1,092	1,167	886	1,208	1,845	14,961
平成29年度	1,133	1,125	1,295	1,418	1,028	1,357	1,767	1,164	1,081	1,003	1,000	1,194	14,565
平成30年度	1,043	1,174	1,633	1,214	762	1,198	1,855	1,074	1,147	995	1,130	1,217	14,442

5 指定管理業務の実施状況（事業報告書により）

(1) 提案事業の実施状況

- ①おやじ塾講座（年間10回）延べ参加者106人
- ②女性学講座（年間11回）延べ参加者数161人
- ③おふくろ塾講座（年間5回）延べ参加者48人
- ④ゆめぱれっとチャレンジ支援制度（年間5回）延べ参加者33人
- ⑤スキルアップ講座（年間2回）延べ参加者50人
- ⑥さんかく映画祭 参加者29人
- ⑦利用者交流会 参加者9人
- ⑧2018ゆめぱれっと高島フェスタ&ゆめ咲くマルシェ 参加者580人
- ⑨アサーショントレーニング講座 参加者17人
- ⑩パパとXmas ケーキを作ろう講座 参加者49人

(2) 施設維持管理実施状況

- ①機器保守点検（空調機器、地下タンク、消防設備）の実施
- ②日常の安全点検の実施
- ③防火訓練・避難訓練の実施
- ④備品の整理整頓および点検の実施
- ⑤積雪時の屋外非常階段や周辺の除雪の実施

第8 団体に対して支出した補助金、指定管理料

平成30年度において、市が団体に対して支出した補助金等は次のとおりである。

1 補助金

補助金名称	年度	補助対象額(円)	補助金額(円)	支出済額(円)	支出年月日
高島市放課後児童健全育成事業補助金	H30	12,398,449	9,538,000	2,869,000	H30.6.5
				2,869,000	H30.8.6
				2,869,000	H30.12.14
				931,000	R1.5.15
高島市ファミリー・サポート・センター事業補助金	H30	5,509,619	5,424,200	2,280,000	H30.5.25
				2,280,000	H30.10.25
				800,000	H31.2.15
				64,200	R1.5.20

2 指定管理料

年 度	指定管理料(円)	支出済額(円)	支出年月日
平成30年度	8,563,000	2,143,000	H30.4.27
		2,140,000	H30.7.19
		2,140,000	H30.10.25
		2,140,000	H31.1.15

3 団体に対する公金支出の根拠

(1) 補助金

- ・ 地方自治法第232条の2
- ・ 高島市補助金等交付規則
- ・ 高島市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱
- ・ 高島市ファミリー・サポート・センター事業補助金交付要綱

(2) 指定管理料

- ・ 地方自治法第244条の2第3項
- ・ 高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ・ 高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- ・ 高島市働く女性の家の設置および管理に関する条例
- ・ 高島市働く女性の家の管理運営に関する規則

第9 監査の実施日

令和元年6月3日

第10 監査の結果

監査の結果、補助金および指定管理料に係るもので出納その他出納に関連した事務について、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

○ 所管部局関係

1 新旭学童保育所運営規程について

高島市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱第3条では、運営規程等の変更が生じたときは、1月以内に届け出なければならないと規定されている。

補助金交付申請書には、平成30年4月に変更された運営規程が関係書類として添付されていたことから、変更届について確認をしたところ届出がされていなかった。

このことから、運営規程等に変更が生じた場合は、要綱に基づく適正な手続きとなるよう指導されたい。

2 補助金交付要綱について

放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第3条第1項では、補助対象となる経費は別表により規定されているが、別表の一部に補助対象となる経費が明確ではなかった。

また、ファミリー・サポート・センター事業補助金交付要綱第5条の別表では、援助活動の利用助成について規定されているが、交付基準が明確ではなかった。

補助金交付要綱には補助対象となる経費や交付基準について、明確にする必要があることから、適正な補助金交付事務となるよう改められたい。

3 ファミリー・サポート・センター事業補助金の交付事務について

補助金実績報告の補助対象経費の中に、補助対象外となる経費が見受けられた。結果としては、補助金交付額に影響はないが、法人から提出された実績報告書の確認が十分とは言えないことから、適正な補助金交付事務に向けて、提出書類の確認体制を強化されたい。

4 指定管理施設に係る備品の管理について

基本協定書に記載された備品の管理状況を確認したところ、一部の備品が備品リストに記載されていなかった。

基本協定書第19条では、別紙に定める備品等を無償で指定管理者に貸与すると規定されているが、記載された備品内容と実際に設置されている備品との確認が十分でなかったことから、基本協定書に基づく適切な備品管理となるよう改められたい。

5 指定管理施設に係る年度事業報告書について

基本協定書第23条では、利用料金等の収入実績および管理経費等の収支状況等を記載した年度事業報告書を提出されているが、管理業務収支計算書の利用料収入額と施設使用簿兼徴収簿の収入額との合計額が一致していなかった。

指定管理者による管理を適正に行うためには、業務に係る収支の状況を正確に把握することが必要であることから、提出書類の確認体制を強化されたい。

6 指定管理施設に係る管理運営業務の履行確認等について

基本協定書第12条では、施設を代表し管理監督を担う責任者を報告することとなっているが、口頭により報告を受けているとのことであったが、同協定第50条には、報告等は書面により行わなければならないとされている。

また、同協定第21条による施設事業計画書が期日までに提出されていないなど、基本協定書に基づく管理運営の確認が十分とは言えないことから、基本協定に基づく適正な事務処理となるよう改められたい。

7 提出書類等の確認と指導の徹底について

所管課等による補助金実績報告書の審査が行われているが、明らかな誤りがある提出書類を所管課が受け取り、そのことに気づいていなかったことや、検査員による検査も十分とは言えない状況であった。

また、指定管理施設についても、施設の管理運営が条例、規則および基本協定書に沿って行われているかの点検や、事業報告書の確認も十分とは言えない状況であった。

これらのことは、所管課等による履行の確認不足によるものであることから、適正な事務処理となるよう提出書類の確認体制の強化と指導を徹底されたい。

○ 団体および指定管理者関係

1 費用弁償の支払いについて

ファミリー・サポート・センター事業補助金実績報告書を確認したところ、講師に対する交通費の費用弁償（旅費）として区分されるべき経費が、報償費として区分されていた。また、この講師に支払われる費用弁償は、事業者が源泉所得税等を差し引いたうえで支払うべきものであるが、その支払いが適切ではなかった。

これらについては、補助金交付額には影響はないが、補助対象経費の区分や経費の算定が十分でないことから、適正な経理事務に努められたい。

2 小口現金による支払い処理について

補助金に係る経費の支払方法や証拠書類を確認したところ、消耗品の購入など少額な経費の支払いにおいて、職員による立替払いが散見された。

当法人では、小口現金の支払いを定めた経理規程はなく、小口現金の支払いは各施設職員の判断により取り扱いが異なっていたことから、小口現金による現金払いとなるよう経理規程等を定めて、これに基づく適正な支払い処理となるよう改められたい。

3 指定管理施設における現金の適正管理について

施設の利用料金について確認したところ、利用料金は金庫で保管されているが、つり銭や消耗品の購入など少額の経費をこの利用料金から支払いがされていた。

また、利用料金は施設職員の判断により不定期に専用口座へ入金されていたことから、現金管理のリスクを考えると、利用料金は速やかに専用口座へ入金され、つり銭や少額の支払いに現金が必要な場合は、小口現金を準備した管理となるよう改められたい。

4 施設利用料金の減免について

利用料金の減免について確認したところ、定期的な利用者は、施設使用料（利用料金）減免団体登録申請書の申請がされ、市の減免基準に基づく市長の承認がされていた。一方で、単発的な利用者は、指定管理者の裁量による減額および免除がされていた。

高島市働く女性の家の設置および管理に関する条例第14条第6項では、利用料金を減免する場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないと規定されていることから、必要な承認手続きをされたい。

5 NPO法人の就業規則、給与規程等について

(1) 就業規則に基づく労働条件の通知について

就業規則第7条では、従業員の採用に際しては、採用時の賃金、労働時間、その他の労働条件が明らかとなる書面を交付すると規定されているが、補助金に係る実地調査時には、労働条件を明示した書面が未作成となっていた。このため、労働条件通知書を確認したところ、書面に記載された賞与の支給月と実際の支給月とが異なっており、また、年次有給休暇の付与日数が記載されていないなど不適切な状況であったことから、就業規則に基づく適切な事務処理をされたい。

(2) 給与規程、育児・介護休業に関する規程等について

就業規則第34条では、給与および退職金に関する事項は別に定める給与規程によるとされているが、給与規程には退職金に関する規定が明記されていなかった。

また、給与規程の目的は、就業規則第24条に基づくものではなく、同規則第34条に基づくものであり、育児・介護休業に関する規程の目的は、就業規則第30条に基づく規定されているが、同規則には第30条の記載がなかった。

こうした就業規則と給与規程等の不整合が起らないよう、規則や規程の見直しを含め、規則や規程に基づく事務となるよう改められたい。